

建設業許可事務の制度改正について（まとめ）

令和2年4月1日施行（建設業法施行規則、許可事務ガイドライン関係）

- 1 経由事務の廃止について（大臣許可業者、建設業法施行規則関係）
大臣許可業者は許可関係書類を直接所管地方整備局に送付する。
- 2 様式の廃止について（全業者、建設業法施行規則関係）
許可申請書様式第11号の2の提出を不要とする
- 3 許可申請添付資料の廃止について（全業者、許可事務ガイドライン改正）
営業所地図及び権原確認資料、令3条使用人常勤性確認資料の提出を不要とする。

令和2年3月現在の状況

関係例規の整備が完了し、実施が既に確定している

令和2年10月1日施行（建設業法関係）

- 1 許可基準の見直しについて（法第7条関係）
経營業務の管理責任者の要件（役員経験、対象業種）を拡大する予定
適切な社会保険への加入（加入義務がある業者）義務付け
（加入への適用除外業者を除く）
- 2 許可を受けた地位承継の規定整備（法第17条の2、法第17条の3関係）
合併、相続の円滑化を図るため許可承継を前提とした「認可制度」を導入
- 3 監理技術者の専任義務の緩和（法第26条関係）
技士補資格を創設し、技士補を常駐させることで監理技術者が複数現場の兼務を可能とする。
- 4 主任技術者の配置義務の合理化（法第26条の3関係）
特定専門工事（鉄筋、型枠工事）において複数の同一特定専門業者が下請工事に入る場合、当該下請業者は主任技術者配置が省略できる。
（発注者、元請業者の同意が必要）
- 5 標識の掲示義務の緩和（第40条関係）
工事現場に掲げる許可標識の掲示を元請業者に限定し、下請業者は掲示を要さないこととした。
（施工体系図で表示することとする予定）

令和2年3月現在の状況

実施は確定しているが、制度の詳細を定めた規定（通知等）は発出されていない。

詳細が確定したら県HP「建設業のひろば」等で公表します。